

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2019年 8月 2日

東京都作業部会確認年月日 2019年 8月 28日

事業名 倉庫等

案件名 大会運営用倉庫の賃借について（その2）

| 確認の視点 | | 組織委員会の見解 | 備考 |
|---|-----|--|----|
| 経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること | | 本委託の東京都負担については、大会経費のうち、パラリンピック経費については、組織委員会、東京都及び国がそれぞれ 2 : 1 : 1 の割合で負担するという平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものである。 | |
| 事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること | | 本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。 | |
| 経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること | 必要性 | 本事業は、競技運営、大会運営に関する物品の受け取り、検品、保管、会場への配送を行う倉庫スペースの賃貸借に関するものであり、大会準備及び運営の観点から必須の事業である。 | |
| | 効率性 | 本事業は、各 FA 及びステークホルダーと協議し倉庫需要を把握している。また賃貸借契約における坪単価は、不動産仲介会社により、物件所有者と適切に交渉されており、不必要な費用の発生を最小限化し、効率性を担保している。 | |
| | 納得性 | 本事業における賃借面積は、需要調査における推計を踏まえており、また賃借単価は、近隣の類似物件と同等の価格帯であり、適正なものである。 | |
| その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること | | 本事業は、大会、会場・競技運営に必要な業務である。また、組織委員会の運営経費は除外していることから、経費の中身も事業費のみであり、公費負担の対象として適切といえる。 | |

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。